

Monthly Note

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- ▶ 2020年新年を迎えて ————— 1
- ▶ 公開セミナー開催のお知らせ
「どうなる!?私たちの年金
～年金制度改革2020から大胆予想!!～」 — 2
- ▶ 2020年4月任用
客員研究員募集のお知らせ ————— 2
- ▶ 国際連帯活動としてラオス・ベトナムからの
訪問団を受け入れました ————— 2
- ▶ 働き方改革の行方(4)
「突然の解雇について」 ————— 3
- ▶ 『法人火災共済保険』
＜オフィスガード＞のご案内 ————— 4

2020年新年を迎えて

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は、当協会の事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、いつもご愛読いただいている読者の皆様に心よりお礼申し上げます。

さて、今年は東京で2回目のオリンピックが開催される年となり、日本にとって大きなイベントの年となります。また、「子年」は十二支のサイクルの始まりで、植物に例えると成長に向かって種子が膨らみ始める時期であり、未来への大いなる可能性を感じさせる年といわれています。

近年の日本社会の状況に目を向けると、他に類を見ない少子高齢社会に突入し、人口減少を前提とした医療・介護等の社会保障制度改革が喫緊の課題となっています。また、労働力人口が減少していく一方、「第4次産業革命」ともいわれるAI(人工知能)等の技術革新が急速に進み、勤労者をめぐる雇用・労働状況も大きく変わりつつあります。

さて、当協会は「シンクタンク事業」と「相互扶助事業」の2つの事業を実施しています。

シンクタンク事業は、社会保障、雇用、少子高齢社会等、勤労者をめぐる生活・福祉に関する様々なテーマについて各種調査研究を実施し、またシンポジウム、寄附講座、研修会等を開催しています。昨年は、「つながり暮らし研究会」の成果書籍『孤立する都市、つながる街』(保井美樹氏編・日本経済新聞出版社)を刊行し、同書籍を基調テーマとしたシンポジウム「孤立する都市から共創するまちへ」を11月に開催しました。また、寄附講座では「福祉と雇用のまちづくり」を大きなテーマとして中央大学で開講し(4月～7月)、退職準備教育のための研修会では労働組合の担当の皆様を対象とした研修会を東京(7月)と大阪(11月)で開催しました。今年も、公益に資するための調査研究活動を進め、皆様のお役に立つようなイベント等を開催してまいります。

また、**相互扶助事業**では、勤労者の相互扶助および勤労者団体の財産保全のための事業をおこなっています。昨年は、多くの台風、豪雨など大規模な自然災害が相次いで発生し、日本各地に甚大な被害を及ぼしました。被災された皆様や各団体に対して、当協会の「自治体提携慶弔共済保険」や「法人火災共済保険」の保険金の支払いを通じてお役立ちをさせていただきました。今後更にお役に立てるよう努力してまいります。

この2つの事業を両輪として、今年も社会の様々な動きに注目しつつ、活動を総合的に幅広く展開することにより、豊かな社会づくりに貢献できるよう、一層努めてまいります。

最後になりますが、今年1年の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ新年を迎えてのご挨拶といたします。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



理事長
神津 里季生

参加費無料!

公開セミナー開催のお知らせ 「どうなる!?私たちの年金 ～年金制度改革2020から大胆予想!!～」

このたび、当協会が情報発信力強化のために協賛している「毎日メディアカフェ」を活用し、公開セミナーを開催します。本セミナーは、当協会が毎年実施している「退職準備教育研修会」の一環として開催します。

セミナーでは、2020年の年金制度改革がどのように動いていくのか、「短時間労働者への適用拡大」「保険料拠出期間の延長」「確定拠出年金の加入年齢引き上げ」など、「年金」に関する最新情報を専門家にわかりやすく説明いただきます。参加費無料です。皆様のご参加をお待ちしております。

〈概要〉

- 日時：2020年2月19日(水) 18:30～20:00(予定)
- 講師：望月 厚子 氏 (社会保険労務士・CFP)
- 場所：毎日新聞本社 毎日メディアカフェ (東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 パレスサイドビル)
- 定員：40名(先着順。定員になり次第お申込み終了とさせていただきます。お早めにお申し込みください。)

〈申込方法〉2020年1月24日(金)よりお申込み受付を開始します!!

「毎日メディアカフェ」の「イベントカレンダー」ページ(<https://mainichimediacafe.jp/eventcal/?yy=2020&mm=2>)よりお申込みください。

※「毎日メディアカフェ」とは、毎日新聞東京本社内1階「MOTTAINAI STATION」を開放して、コーヒーを飲みながら毎日新聞の出版物を読んだり、企業や団体活動をマルチメディア展開で紹介したり、環境やCSRをテーマにしたセミナーや協賛団体主催のイベントを開催するなど、新たな情報発信の場です。

2020年4月任用 客員研究員募集のお知らせ

当協会では客員研究員制度を通じて、勤労者福祉に関する研究を行う若手研究者への研究機会の提供と育成に取り組んでいます。このたび、新たに2020年4月任用の客員研究員を募集します。

- 研究テーマ：「共済・保険に関するテーマ」または「協同組合に関するテーマ」
- 募集期間：2020年2月1日(土)～29日(土)
- 応募資格：主たる研究拠点が日本国内にあり、下記のいずれにも該当し、日本語での研究論文の作成と報告が可能な方。
 - ① 国内の大学院博士課程在籍者もしくは、国内の研究機関等において研究活動に従事する方
 - ② 「共済・保険」、「協同組合」に関する調査研究についての実績を有する方
 - ③ 着任時(2020年4月1日)現在40歳以下の方

詳細については当協会ホームページを参照ください。 <https://www.zenrosaikyokai.or.jp> 全労済協会 検索

国際連帯活動としてラオス・ベトナムからの訪問団を受け入れました

当協会では国際連帯活動の一環として、公益財団法人 国際労働財団(JILAF)の実施する「労働組合指導者招へい事業」への活動支援を行っています。2019年度の活動のひとつとして、ラオス・ベトナムから11名(ラオス6名、ベトナム5名)の訪問団を受け入れ、「相互扶助制度の検討に向けて」と題した、こくみん共済 coop<全労済>の事例を用いた日本の労働者共済の歴史と現状についての講義を実施しました。こくみん共済 coop<全労済>が日本の社会保障(健康保険・年金・介護保険など)を補完する役割を担っていることに深い関心が寄せられました。質疑応答では社会保障制度の違いについて積極的に質問され、理解に努める姿勢が印象的でした(詳細は後日「ウェルフェア」へ掲載します)。

- 日時・場所：2019年12月13日(金)
10:00～12:00
当協会会議室
- 対象：ラオス・ベトナムチーム11名
- 研修内容：日本の労働者共済の歴史と現状
こくみん共済 coop<全労済>の事例を中心に



日本は解雇規制が厳しいと言われる一方、解雇の相談が絶えません。今回はこれについて考えます。

Q1. 無期労働契約で永年働いていましたが、社長から突然「もう明日から来なくていい」と言われました。

A1. 個人事業主や小さな会社で労務管理の経験や知識に乏しい場合に、あるいは、労働者が労働法を知らないことを奇貨として、使用者が労働者との間のトラブルを解決するために突然解雇することがあります。この場合、労働者の側では、大きく2つの対応が考えられます。

一つは、解雇に合理的な理由や社会通念上の相当性がないのであれば解雇の無効を主張し、解雇の撤回を求めて交渉することです。不当解雇を使用者が認めない場合は、最終的には裁判で解雇無効、地位確認を巡って争う必要があります。

もう一つは、不当な解雇の意思表示によって使用者との信頼関係が壊れたので、労働契約の解除について認めた上で、30日前の解雇予告義務を果たしていないのであれば、解雇予告の不足日数について解雇予告手当の支払いを請求することです。本来、解雇予告手当は解雇の通知と同時に支払うべきものですが、請求しても期日までに支払われないときは、労基法違反で労働基準監督署に申告できます。

そのためにまず、「明日から来なくていい」という言葉は「今日、即日解雇する」という意味なのか確認することが必要です。もし、解雇でないと言うのなら、翌日から出勤すれば良いのです。しかし、解雇だと言うのであれば、解雇日と解雇理由を書いた書面の交付を請求することが重要です。後日、「言った」「言わない」の争いが待ち受けているからです。解雇理由が明確になれば、解雇理由の合理性、相当性を判断することができます。

労働者によるこの書面の請求に対し、使用者は労働者の退職日後は退職証明書を、予告日から退職日までの間であれば解雇理由証明書を、それぞれ遅滞なく交付する義務があります。

Q2. 解雇の有効性を判断する、「合理的な理由」と「社会通念上の相当性」とは、どのようなものですか。

A2. 「高知放送事件判決」(最高裁第二小法廷、1977年)は、「普通解雇事由がある場合においても、解雇に処することが著しく不合理であり、社会通念上相当なものとして是認することができないときには、当該解雇の意思表示は、解雇権の濫用として無効」と判示しました。つまり、解雇が有効と認められるためには、合理的な理由とともに社会通念上の相当性が必要、としたのです。この判例法理が現在は労働契約法の条文に法定化されています。

「合理的な理由がある」とは、労働能力の欠如、職場規律違反、経営悪化など、解雇理由に合理性があること、「社会通念上の相当性がある」とは、解雇事由の内容と程度、労働者のこれまでの勤務状況などの事情、不当な動機の有無、使用者の事情や解雇回避などの対応、他の労働者との比較、就業規則の規定内容など、解雇に至る諸事情を総合的に考慮してもなお、労働者が解雇の不利益を受けることは苛酷でないとと言えること、と解釈されています。

Q3. 解雇されるとたちまち生活が不安定になります。労働基準法などで労働者はどう保護されていますか。

A3. 労働基準法は以下の期間について、天災などにより事業継続が不能となり労働基準監督署の認定を受けた場合を除き、使用者は当該労働者を解雇してはならないと定めています。

- ①業務災害による休業期間およびその後30日間。
ただし、療養開始後3年が経過し平均賃金1200日分の打切補償を行った場合を除きます。また、通勤災害による休業の場合は含みません。
- ②産前産後休業の期間およびその後30日間。
なお、育児休業や介護休業などの期間は、育児休業や介護休業などをしたことを理由とする解雇は、育児介護休業法により禁止されています。

これら以外に、正当な権利行使などに対し、解雇を含む不利益取扱いの禁止を定めた法律があります。

また、急に解雇され失業するとたちまち生活に困窮する恐れがあるため、30日前の予告または予告手当の支払いを定めています。ただし、2ヵ月以内の有期労働契約(更新後の契約を除く)、季節的業務の4ヵ月以内の有期労働契約(更新後の契約を除く)、試用期間中の者(14日を超えて勤務した者を除く)などには解雇予告義務、解雇予告手当の支払義務はありません。なお、解雇の場合は雇用保険の基本手当の支給に際して3ヵ月間の受給制限は行われません。

解雇無効の争いで地位確認請求が認容された場合であっても、労使の信頼関係が崩壊したために復職を巡る様々なトラブルが判決以降も生じ得ます。そこで職場復帰以外の追加の選択肢として、解雇無効時における金銭救済制度の導入の検討が行われています。厚生労働省労働基準局では、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」(2015年10月~2017年5月)、および「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」(2018年6月~2019年12月現在継続中)が開催され、解雇禁止時の解雇についての金銭解決などを含めた検討が進められており、注目していく必要があります。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

『法人火災共済保険』＜オフィスガード＞のご案内

保障内容および契約までのお手続き関連 Q & A

「個人の住宅」に対する火災保険（住宅総合保険）の必要性は広く認知されていますが、「法人や団体等の事務所」に対する保障（災害への備え）についてはいかがでしょうか？

当協会の「法人火災共済保険」＜オフィスガード＞について、主な保障内容と、契約までのお手続きに関するQ & Aを記載しましたので、ご参考にしていただければ幸いです。



Q どのような団体（法人）であっても契約できるのでしょうか？

A 当協会においてご契約者となれるのは、以下の団体です。

- ①労働組合およびその連合会 ②生活協同組合およびその連合会
- ③労働金庫およびその連合会 ④中小企業勤労者福祉サービスセンター、勤労者共済会、勤労者互助会

Q 火災以外にも保障されると聞きましたが、保障の範囲はどこまでですか？

A 火災の他に「落雷」、「破裂・爆発」、「航空機の墜落」、「風水災等（風災・雹災・雪災・水災）」、「車両の飛び込み」、「盗難」が損害保険金の対象となっており、「失火見舞費用」、「残存物取片付け費用」に対する保険金、「地震等見舞金」まで幅広い保障があります。

Q 法人所有の建物があり大型の保障が必要ですが、契約限度額はいくらですか？

A 建物の構造および面積によって限度額が異なり、「鉄筋コンクリート造」は12億円、「鉄骨造（耐火被覆）」は10億円、「鉄骨造」は4億円、「木造」は7,200万円（いずれも1棟あたり）となっています。

Q 賃貸物件に入居していますが、動産のみの契約はできますか？

A 動産のみのご契約は可能です。貸事務所に入居、または、事業主所有の建物の一部を貸与されている団体から、動産（TV・パソコン・FAX・冷蔵庫・デスク・椅子・キャビネット等の什器・備品）のみのご契約を多数いただいております。なお、リース等の借りている動産は保障の対象外です。

Q 保険料はいくらでしょうか？

A 保険料は、物件所在地（都道府県）、建物の構造により異なります。例えば、中央エリア（茨城県～静岡県）で鉄筋コンクリート造の場合には、10万円あたり「1年間の保険料単価」は22円です。
上記の保険料単価にて、500万円の動産契約の場合、年払い1,100円とリーズナブルな保険料で災害へ備えることができます。また、長期契約（2年契約・3年契約）をしていただきますと、さらに割安な保険料となります。

Q 契約に必要な書類や手続き方法を教えてください。

A 建物の構造および面積がわかる『書類』（不動産売買契約書・建築確認申請書・確認済証・登記簿謄本・重要事項説明書・賃貸借契約書等）のコピーをご用意ください。『申込書』は、当協会にて作成して郵送いたします。
保険料の払込方法は保険期間の一括支払いとなり、払込票（労働金庫・郵便局）、口座振替（1年契約のみ）のいずれかをご選択いただけます。『保険料』は保険証券がお手元に届いてからお支払いいただく「後払い」方式です。

法人火災共済保険の詳しい商品内容（パンフレット、普通保険約款）は、当協会HPにてご覧いただけます。
その他ご不明な点等ございましたら、共済保険部（直通TEL：03-5333-5128）までお問い合わせください。

いまずぐ見積り依頼を！

見積り依頼をいただくと、

もれなく「ふせん de スマホスタンド」を進呈！

見積りは、 からお気軽にご依頼ください！

皆様に
もれなくプレゼント！



Monthly Note（全労済協会だより） vol.156 2020年1月

発行： **全労済協会**

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生 編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

TEL 03-5333-5126（代表） FAX 03-5351-0421 <https://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

シンポジウム・研究会等：TEL 03-5333-5127（調査研究部）

各種共済保険：TEL 03-5333-5128（共済保険部）

（営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9：00～17：15）

※全労済協会だよりに関するご感想・ご意見等はこちらのアドレスにお寄せください。⇒《メール》monthlynote@zenrosai.coop